

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 セカンドストリート広島長束店
- (2) 所在地 広島市安佐南区長束一丁目 6 5 8 番 1

2 大規模小売店舗を設置する者

広島モータリジェーション株式会社
代表取締役 宮野内 洋子
広島市安佐南区長束一丁目 3 2 番 2 号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び住所

(変更前) デオデオ祇園店
広島市安佐南区長束一丁目 6 5 8 番 1
(変更後) セカンドストリート広島長束店
広島市安佐南区長束一丁目 6 5 8 番 1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 広島モータリジェーション株式会社
代表取締役 宮野内 剛
広島市安佐南区長束一丁目 3 2 番 2 号
(変更後) 広島モータリジェーション株式会社
代表取締役 宮野内 洋子
広島市安佐南区長束一丁目 3 2 番 2 号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所
氏名または名称	代表者（法人の場合）	
株式会社エディオン	代表取締役会長 久保 允誉	広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(変更後)

小売業者		住所
氏名または名称	代表者（法人の場合）	
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

4 変更年月日

- (1) 令和7年6月1日
- (2) 令和3年2月1日
- (3) 令和7年6月1日

5 届出年月日

令和7年6月9日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

令和7年6月11日から同年10月11日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年10月11日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課